

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年10月 6 日

【会社名】 株式会社ノジマ

【英訳名】 Nojima Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 野島 廣司

【本店の所在の場所】 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南2丁目15-3
品川インターシティC棟 30階

【電話番号】 050(3116)6500

【事務連絡者氏名】 取締役兼代表執行役副社長 温盛 元

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年7月21日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出し、2026年8月5日付及び2026年9月15日付で訂正報告書を提出いたしました、ストックオプションとしての新株予約権の発行に関する臨時報告書につきまして、2026年10月5日の割当日の到来により、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び発行価額の総額が確定いたしました。

あわせて、割当対象者の異動に伴い、当社従業員及び当社子会社従業員に対する付与部分の発行数、新株予約権の目的となる株式の数及び勧誘の相手方の人数に変更が生じました。

これらに伴い記載事項を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2. 発行数
4. 発行価額の総額
5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
11. 勧誘の相手方の人数及びその内訳

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

2. 発行数

(訂正前)

- (1) 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分について
17,280個とする。
- (2) 当社従業員および子会社従業員に対する付与部分について
96,427個とする。

(訂正後)

- (1) 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分について
17,280個とする。
- (2) 当社従業員および子会社従業員に対する付与部分について
96,317個とする。

4. 発行価額の総額

(訂正前)

- (1) 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分について
未定
- (2) 当社従業員および子会社従業員に対する付与部分について
未定

(訂正後)

- (1) 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分について
2,121,984,000 円
- (2) 当社従業員および子会社従業員に対する付与部分について
11,827,727,600 円

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

- (1) 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分について
当社普通株式1,728,000株とする。
- (2) 当社従業員および子会社従業員に対する付与部分について

当社普通株式9,642,700株とする。

(訂正後)

- (1) 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分について
当社普通株式1,728,000株とする。
- (2) 当社従業員および子会社従業員に対する付与部分について
当社普通株式9,631,700株とする。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

（①から③までの調整条項は現行の記載のとおりであり、訂正はございません。）

(訂正後)

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,228 円とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

（①から③までの調整条項は現行の記載のとおりであり、訂正はございません。）

11. 勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

- (1) 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分について
当社取締役15名および執行役5名
当社子会社取締役28名、監査役5名、および執行役員26名
計 79名
- (2) 当社従業員および子会社従業員に対する付与部分について
当社従業員 1,491名
当社子会社の従業員 3,275名
計 4,766名

(訂正後)

- (1) 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分について
当社取締役15名および執行役5名
当社子会社取締役28名、監査役5名、および執行役員26名
計 79名
- (2) 当社従業員および子会社従業員に対する付与部分について
当社従業員 1,487名
当社子会社の従業員 3,275名
計 4,762名

以上